

# ◆◆移送サービス事業のご案内◆◆

---

## ● 移送サービスとは

福祉サービスの利用や通院などが、既存の公共交通手段ではとても難しいお年寄りや障害者の方々に対し移動手段の一つとしてリフト付車両(2台)による移送サービスを行っています

当サービスは、ボランティアグループ「レインボー」所属のボランティアの皆様のご協力を得て行っている社会福祉協議会の事業です

## ● 利用対象者

寝屋川市内在住の方で、

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 介護保険の要介護または要支援認定を受けておられる方
- ③ ①・②以外で既存の交通機関による移動が困難な方

## ● 利用目的

原則として制約はありません

## ● 利用できる範囲

京阪神地域内と奈良市および生駒市に限ります

## ● 利用できる時間帯

- ①原則として午前9時(総合センター出発時間)から午後5時(総合センターにもどる時間)までです

また、交通渋滞等不可抗力の事情により、お約束の時間に到着できない場合がありますので、ご了承ください

- ②運転ボランティアの調整さえつければ平日と同様に休日も利用できます  
ただし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は運行致しません

## ● 利用回数について

多くの方に利用していただけるように、利用回数を次のとおり制限していますので、ご理解とご協力をお願いします

- ①身体障害者手帳1種1級または2級の所持者で、なおかつ常時車イスを利用しないと移動できない人は、1カ月に6回 利用できます

- ②「①」以外の方は、1カ月に2回 利用できます

※身体状況が変わられた方は事務局までご連絡をお願い致します

## ● 利用料金 (平成19年12月1日改正)

利用料金は目的地、及び片道・往復の別によって、下表に定める額とします。

区分	A (寝屋川市内)	B (北河内周辺)	C (大阪府北部周辺)	D (大阪府南部)	E (府外)
片道	300円	400円	900円	1000円	走行距離100kmまでは定額で2000円。 101km以上は定額料金に加えて1kmごとに20円ずつ加算した金額
往復	600円	800円	1800円	2000円	

### 【表の「区分」の範囲】

- A 寝屋川市内
- B 枚方市・門真市・守口市・交野市・大東市・四條畷市・摂津市・茨木市・高槻市
- C 大阪市内・池田市・箕面市・豊中市・吹田市・東大阪市・八尾市・能勢町  
豊能町・島本町・奈良市・生駒市
- D 上記以外の大阪府地域
- E 大阪府外 (走行距離は総合センター出発時から帰着時までの全距離)

## ❗お願い❗

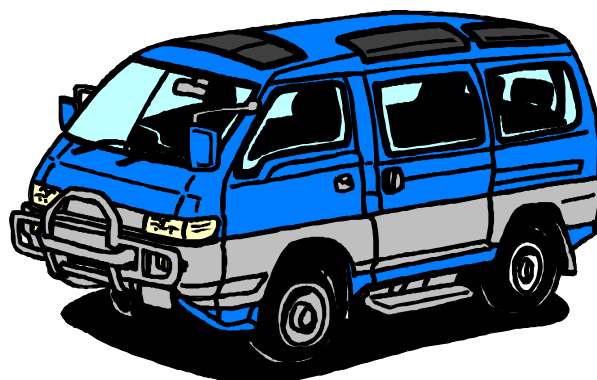
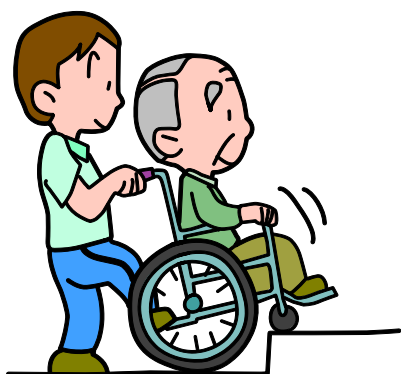
※高速料金、駐車場料金等は利用者負担となります

高速ご利用の場合は、利用者様が乗車されていない迎え、帰りの料金もご負担頂きます。  
予約の状況により使用しない場合は返却させて頂きます。ご理解とご協力をお願いいたします

## ● 利用料金のお支払いについて

サービス利用後に事務局より確定料金を月ごとにまとめてご請求書をご送付させていただきます 下記お支払い方法にて25日までにご入金をお願い致します

- 事務局でお支払い頂く
- ゆうちょ銀行の口座へお振込み (振込み手数料は、別途自己負担でお願いします)  
※払込人が利用者と異なる場合は、社会福祉協議会まで連絡下さい



## ● 登録/利用手順

1. 利用者登録する（郵送での受付は致しません）
  - 印鑑（スタンプ式の印鑑は不可）
  - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険証（要支援以上の記載があること）の写し

※上記の書類がない方は、単独では外出が困難であることを記載した診断書（3カ月以内）を提出してください。
2. 予約する
 

登録後、電話（TEL 838-0400 月～金曜日 9:00～17:30）で利用予約をとっていただくことができます

予約はご利用希望日の2ヶ月前から7日前まで受付けています なお事務局がお休みの日（土日、祝日、及び年末年始）は翌日が受付日となります

例) 4/7に予約が取れるのは      (4/14～6/7)までの期間になります

4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3							1			1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
							30	31												

予約するときに最初に「移送サービスの予約」であることをお伝え下さい  
次に①氏名（フルネームで） ②予約日/時間 ③行先 ④片道/往復かを伝えてください

3. 利用する
4. お支払い（ご利用月の翌月初めに郵便にてご利用明細をご送付させていただきます）

## ● 事故が起きたときの対応について

万全の注意をもって活動をすすめています。自動車を使ったサービスですので、事故が起こる可能性がないわけではありません。万一事故が発生した場合は、社会福祉協議会が加入している自動車保険等で金銭的な対応はいたします。また、補償に際して話し合いが必要になったときは、利用者の皆様、社会福祉協議会、また保険会社等が誠実に対応し合い、円滑な解決を図ることに協力ください。

## ● ご利用の皆様へのお願い ●

### ① 1台の車で相乗りする場合があります！

行き先や時間帯を考慮したうえで、出来るだけ多くの方にご利用いただけるよう予約を受けています。そのため、時には他の利用者の方と相乗りになる場合があります（相乗りが困難な方は前もってお知らせください）

### ① 身体状況が変わられた時は必ず事務局までお知らせ下さい！

介助が必要な方は、原則としてご家族やヘルパー等介助者の方が同乗して下さい。身体状況等、登録時より変更が生じた場合は事務局までご連絡をお願いします。

### ① 予約内容の変更・キャンセルについて

予約内容の変更やキャンセルの場合は、できるだけ早くお知らせ下さい。受診の都合等により予約時間に遅れる場合も必ず事務局又は車輛の携帯にご連絡をお願い致します。当日のコース変更や寄り道などボランティアの方々に依頼しないようお願い致します。

### ① 介助として登録していただいた人以上の乗車はできません！

必要があれば予約時に事務局までご連絡をお願いします。

### ① 緊急時の事務局からキャンセルする場合があります！

申込受付後、運転ボランティア等の確保、天候、車両の故障および当日緊急事態の発生などにより、やむを得ずキャンセルする場合がありますので、ご了承ください。  
予約当日の午前8時時点で「警報」が発令している場合は、その日1日の移送サービス活動は中止とさせていただきます

### ① 車内禁煙です！

利用者の皆さんお互いが気持ちよく利用できるようにするため、車内は禁煙です。  
お申し込み・お問い合わせは

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

〒572-0036 寝屋川市池田西町28-22 市立総合センター内

TEL 072-838-0400 FAX 072-838-0166

## 「移送サービス事業」の利用に関する約款

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

- (1) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する移送サービス事業（以下「当事業」という）は、既存の公共交通機関を利用しての外出が困難な障害のある人などに対し、リフト付き車輛による移動支援を行うことを目的とする事業です。
- (2) 当事業を利用できる人は、寝屋川市在住の人で、次の3区分のいずれかに該当し、当事業の利用登録をしている人（以下「利用登録者」という）に限ります。
  - (ア) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
  - (イ) 介護保険の要介護または要支援認定を受けている人
  - (ウ) その他、既存の公共交通機関による移動が困難であることを証明する診断書のある人
- (3) 当事業の利用は、発着地のいずれかが寝屋川市内で、発着地のいずれかが京阪神地域及び奈良市、生駒市に限ります。
- (4) 利用登録者の月間（毎月1日から末日まで）の利用可能回数は、次のとおりとします。
  - (ア) 身体障害者手帳1種1級及び1種2級の交付を受けている人で、なおかつ常時車イスを利用しないと移動できない人は6回まで利用できます。
  - (イ) 上記以外の利用登録者は2回まで利用できます。
- (5) 当事業の利用料金は、次表のとおりとします。

範囲区分	A	B	C	D	E
片道	300円	400円	900円	1,000円	走行距離100kmまでは定額2,000円 101kmを超える場合は定額料金に加えて1kmにつき20円ずつ加算した額
往復	600円	800円	1,800円	2,000円	

\*表中「範囲区分」の説明。A区分：寝屋川市内、 B区分：枚方市、門真市、守口市、交野市、大東市、四條畷市、摂津市、茨木市、高槻市、 C区分：大阪市内、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、東大阪市、八尾市、能勢町、豊能町、島本町、奈良市、生駒市、 D区分：「A・B・C区分」以外の大府域、 E区分：大阪府外（奈良市、生駒市をのぞく。また走行距離の計算は市立総合センター出発時から同センター帰着時までの距離とします）

- (6) 利用料金は毎月末でしめ、翌月上旬に請求書を送付しますので、請求書到着以降25日までに、本会事務局でお支払い頂くか、ゆうちょ銀行の本会指定口座へお振り込みください（振り込み手数料は利用者負担となります）。なお、振り込み人が利用者とは異なる場合は、事前に本会まで連絡してください。
- (7) 当事業の利用予約は、本会事務局の休日をのぞく月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分までの間に、電話または来所により受付します。
- (8) 予約が可能な期間は、予約をとられる日の1週間前から2か月先までです。なお、受付開始日が本会事務局の休日の場合は、休日明けからの受付となります。
- (9) 移送車両は、午前9時に市立総合センターを出発しますので、総合センターから利用者宅までの時間を考慮して予約時間を決めてください。（「午前9時に自宅」という予約はできません）  
また、サービスの活動時間は午後5時（総合センター帰着）までです。道路事情等で遅れる場合をのぞき、予約の段階から5時を超えることが予想される場合は、予約を受けることはできません。
- (10) サービスを提供するためには、車両が空いていることと、運転を担うボランティアがいること、の2つの条件が必要です。通常、電話で予約を受け付ける場合は「車両が空いていること」のみの確認で予約を入れています。運転ボランティアの調整は、移送ボランティアグループと連携して行いますが、予約が入っている日でもボランティアの調整がつかないときも、まれにあります。このようなときは、予約をキャンセルさせていただく場合があります。（この場合は、予約された利用希望日の3日前までにお知らせします）  
また、上記以外でも、天変地異等予期せぬ事情によりサービスの提供に困難を生じた場合は、予約をキャンセルさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- (11) 利用時に発生する高速道路料金や駐車場料金は利用者の負担とし、料金必要時にその場で支払っていただきます。

- (12) 高速道路を利用するかどうかは、目的地や前後の予約状況と関連しますので、場合によっては、高速道路の使用を予約の条件とさせていただくことがあります。  
また、片道だけのご利用でも、行き先や前後の予約状況などによって、往復分の高速道路料金をご負担いただく場合があります。
- (13) 予約状況によって「待機」をする場合がありますが、この場合は、原則としてもよりの「駐車場」を利用し、駐車料金は利用者の負担になります。
- (14) 行き先や時間帯を考慮したうえで、多くの方にご利用いただけるよう予約を受け付けていますので、場合によっては、他の利用者の人と相乗りになる場合がありますのでご了承ください。なお、相乗りが困難な人は前もって本会事務局にお知らせください。
- (15) 予約等で社協にお電話を頂いたときに、担当者が不在あるいは他の電話中で、電話に出られない場合がありますが、その場合は代わりの者が要件をお聞きし、必要に応じて、担当者から後で連絡をします。(担当者を指名し電話をするように、という指示には従いかねますのでご了承ください)
- (16) 病院での診察が予定より遅れるなどして、当サービスを予約されていた時間に、間に合わない場合、その日の予約状況によっては、予約時間を超えてお待ちできないことがあります。  
予約時間に遅れる気配があるときは、あらかじめお知らせしている移送ボランティアの活動用携帯電話に連絡をしてください。可能な範囲で時間変更の調整をいたします。
- (17) 道路状況等により、ご予約の時間に到着できない場合がありますがご了承ください。なお、このような場合、利用者の方の携帯電話等連絡がとれる方法があれば、それらをとおして連絡調整を行います。
- (18) 予約された内容(時間、行き先、介助者の有無など)は、原則としてサービスご利用時に変更はできません。緊急に変更が必要になった場合は、ボランティアに相談してください。
- (19) ボランティアは2名体制(運転・補助)で、利用者の移送車両への乗降時の軽度の介助程度はお手伝いしますが、それ以外の介助やお手伝いはいたしません。
- (20) 介助者として乗車できる人は原則ひとりで、複数名の乗車を希望される場合は、実情に応じて本会が判断し決定します。  
また、介助者が現実に関助行為ができないと本会が判断した場合は、介助者としての乗車をお断りすることがあります。
- (21) 利用者を施設等へ送迎する場合、片道のみ介助者だけが乗車されることは、道路運送法違反になりますのでお断りします。
- (22) 当事業は、官民協働による新しいスタイルの福祉サービス事業です。活動に参加するボランティアは国土交通大臣認定の講習を修了しているほか、寝屋川市社会福祉協議会が実施するボランティア研修も受講しておりますが、この活動によって収入を得ることのない無償のボランティアであり、また、本会も非営利事業として実施しています。「サービスをお金で買う」と捉えるのではなく、利用者もボランティアも「お互い様」という気持ちで接し合い、より良いコミュニケーションを築く努力をしてください。

附則 この約款は、平成20年10月1日より施行する。